

## 教育委員会 3 月定例会会議録

1. 日 時 平成28年3月22日(火) 午後4時00分
2. 場 所 ウララⅡ(7F) 会議室1
3. 出席委員 委員長 小原 芳 道  
職務代理者 橋 本 重 信  
委 員 木 下 謹 子  
委 員 説 田 賢 哉  
教 育 長 井 坂 隆
4. 委員以外の出席者  
教育部長 湯原 洋 一 参 事 栗栖 宣 博  
教育総務課長 根本 卓 也 学務課長 望 月 亮 一  
生涯学習課長 今野 修 文化課 杉田 真 彦  
スポーツ振興課長 星田 洋 一 指導課長 小島 勝 則
5. 議 題
  - (1) 議 案
    - ① 議案第38号  
土浦市教育委員会事務局組織規則の一部改正について (教育総務課)
    - ② 議案第39号  
平成28年度土浦市教育行政方針(案)について (教育総務課)
    - ③ 議案第40号  
土浦市立学校事務の共同実施に関する事項について (教育総務課)
    - ④ 議案第41号  
新治地区小中一貫校の校名(案)の決定について (学務課)
    - ⑤ 議案第42号  
土浦市立学校職員の教員評価に係る評価結果に対する苦情の申出  
及び対応に関する規定(訓令)の制定について (指導課)
  - (2) 報告事項
    - ① 平成28年第1回土浦市議会定例会一般質問について
    - ② 土浦市立小学校入学品及び特別支援学校入学祝金支給要綱の制定について (学務課)
    - ③ 土浦市立学校給食センター運営協議会の開催結果について (学務課)
    - ④ 土浦市学区審議会の答申について (学務課)
    - ⑤ 土浦市教育研究会補助金交付要項及び土浦市生徒指導推進協議会補助金  
交付要項の一部改正について (指導課)
  - (3) その他

- ① 第 26 回かすみがうらマラソン兼国際盲人マラソンエントリー者数速報について  
(スポーツ振興課)
- ② 土浦市学校教育指導方針について (指導課)
- ③ 辞令交付式・入学式について (教育総務課・指導課)
- ④ 平成 28 年度関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会 (東京大会) の開催について (教育総務課)

- 6. 傍聴者 なし
- 7. 議事内容

委員 長 皆さんこんにちは。お忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。  
ただいまより 3 月定例会を開会いたします。  
初めに、次第の方をごらんください。初めに、教育長より報告事項をお願いいたします。

————— 2 月 1 8 日以降の行事について報告 —————

委員 長 ありがとうございます。ただいまの教育長よりのご報告、ご意見、ご質問ございますか。特にありませんか。いいですか。ありがとうございます。  
それでは、次の 3 の議案に移ります。  
議案第 38 号 土浦市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、総務課お願いします。

教育総務課 それでは、資料の 4 ページをお願いします。  
平成 31 年に開催されます茨城国体に向け、スポーツ振興課内に国体準備室を設置することに伴う教育委員会事務局組織規則の一部改正でございます。  
また、この改正にあわせて、参事等の職名の追加など、文言の訂正を行うものでございます。

7 ページをお願いします。

7 ページの方は新旧対照表でございます。第 3 条が課及び係の設置に関する規定でございますが、3 条の見出しを「課、係等」に改めまして、条文では、「課に室」を置くことを加えるものでございます。

11 ページをお願いします。

別記 1 の改正後の案のところをごらんいただきたいと思います。

記載のとおり、スポーツ振興課に国体準備室を置くものでございます。

また、第 6 条関係が分掌事務でございますけれども、こちらは 14 ページをお願いします。

14 ページの一番上、国体準備室の欄でございますが、分掌事務に「第 74 回国民体育大会の準備に関すること」を加えるものでございます。

平成 28 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

委員 長 ありがとうございます。議案第 38 号は事務局組織規則の一部改正ということで、国

体準備室の設置に伴う改正等が説明ありましたが、いかがでしょうか。何かご意見、質問ございますか。よろしいですか。国体準備室というのはいつまで置くんですか。

教育部長

準備室が、この後多分一つ上、グレードアップされるんじゃないかと思うんです。もう少し国体近くなってくると、準備室じゃなくて国体対策課とか、課になるのか、そのまま室で上がるのか、いずれにせよ、教育委員会にそのままあるのか、それとも市長部局の方に移っていくのかもまだ明確には示されておりませんので、とりあえず、来年度準備室ということで教育委員会になっております。

終わった後は整理をして、それから解散になると思います。ここの新庁舎の準備室が新庁舎移転をして、今年度いっぱい後片づけをした後の解散になりますので、それと同じような形になると思います。

委員長

国体が終わってから、ちょっとまた続くという感じですか。

教育部長

半年ぐらいおいて、年度変わりで一緒に変わると思います。

委員長

わかりました。そうすると人事もここに配置されたんですね。よろしいですか。

それでは、議案第 38 号、特にご異議ないということで、可決いたします。

続いて、議案第 39 号 平成 28 年度土浦市教育行政方針（案）について、総務課お願いいたします。

教育総務課

資料の方は別添の資料 1 でございます。

平成 28 年度土浦市教育行政方針（案）でございますけれども、1 月と 2 月の定例会においてご協議をいただいたところでございます。2 月の定例会以降、特にご意見がございませんでしたので、同じ内容で議決の方をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

委員長

前回、前々回と平成 28 年度の土浦市教育行政方針（案）について協議いたしました。今回の案が最終案ということになるわけですが、いかがでしょうか。今まで検討したのがここに出てきておりますけれども、これはよろしいですか。何かまだ意見があれば述べていただきたいと思いますが。特にありませんか。よろしいですか。ありがとうございます。それでは、今まで検討した平成 28 年度土浦市教育行政方針（案）について、これを可決ということで決定いたします。ありがとうございました。

続きまして、議案第 40 号 土浦市立学校事務の共同実施に関する事項について、これも総務課ですね、お願いします。

教育総務課

資料 21 ページお願いします。

平成 28 年度の学校事務の共同実施を行うにあたり、土浦市立学校事務の共同実施に関する規定に基づき、その中心校及び連携校、総括グループ長、正副グループ長の任命について、お諮りするものでございます。

まず、学校事務の皆さんの平成 28 年度の人事異動の内示の状況ですけれども、今年度の総括グループ長、中心校のグループ長及び副グループ長の皆さんには異動がございませんでした。つきましては、学校事務の共同実施は来年度から 3 年目ということもございますので、今後ますます充実した活動が図れるよう、経験のある皆さんに引き続きお願いしたいと考えてございます。

従いまして、1番の中心校及び連携校の指定及び2番の総括グループ長、正副グループ長の任命、22ページになりますけれども、今年度と同様のメンバーの方をお願いしたいと思っております。

なお、任期につきましては、4月1日から3月31日まで1年間ということでございます。よろしく申し上げます。

委員長

ありがとうございます。議案第40号 土浦市立学校事務の共同実施に関する事項についてということで、28年度同様と、28年度も特に異動がなかったということで、同じメンバーですね。同様をお願いするということなんですけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。議案第40号、よろしいですか。はい、ありがとうございます。それでは、議案第40号は異議なしということで可決いたします。

続きまして、議案第41号 新治地区小中一貫校の校名(案)の決定について、学務課をお願いします。

学務課

資料の方、27ページをお願いいたします。

平成30年4月から、施設一体型の義務教育学校として開校いたします新治地区小中一貫校の校名(案)につきまして、先月2月の定例会におきまして、地元の協議会でございます新治地区小中一貫校開校準備協議会で案を選定いたしました。これについてご報告をさせていただいたところですが、本定例会におきましては、教育委員会として最終的に新治地区小中一貫校の校名(案)をご決定いただくというものでございます。

28ページには、先月報告させていただいた地元協議会の方での協議内容、それから選定結果についての資料でございます。新治学園義務教育学校という案を地元の協議会の方では校名案ということで選定をしてきたところでございます。よろしくお願いたします。

委員長

ありがとうございます。議案第41号 新治地区小中一貫校の校名(案)の決定についてということの議案ですけれども、資料1ですか、28ページですけれども、検討の結果、開校準備協議会で選定された校名案は、第一案が新治学園義務教育学校、第二案が新治義務教育学校ということになったわけですけれども、この一案、二案のうち、どちらかをこの定例会で決めればいわけですね。いかがでしょうか。ご意見をお願いいたします。

説田委員

質問なんですけれども、資料1の括弧の応募結果概要というのは、これは何らかの形で公表はされるのでしょうか。

学務課

これについては、地元の地域の方々、そして児童生徒から公募という形で意見をいただいた結果でありますので、最終的にはこういうアンケート結果があった上で、協議会の方でそれを踏まえてこの二案を選定してきたという経緯でございますので、今までも新治地区小中一貫校開校準備協議会の方で進めてきた協議の内容などにつきまして、新治地区の全戸に「協議会便り」という形でお知らせをさせていただいております。この校名の案につきましても、そういう形でご案内をしていきたいと考えています。

説田委員

わかりました。ありがとうございます。

委員長

ほかにご意見ありますか。この資料の2の方は全員が新治学園を推したということ

学 務 課 でいいんですか。こちらの裁決というのは、  
第一案、一番ふさわしいという部分につきましては、新治学園ということで、あえて学園という言い方をした方が小中一貫校のイメージにぴったり合うのではないかという意見で一致した結果でございます。

委 員 長 全員一致みたいですが、こう出ちゃえば、余り反対はできないような気がしますけれども、よろしいですか。ご意見。

教 育 長 かすみがうら市に新治小学校が残っています。

学 務 課 28 ページの 1 の (2) の応募結果については、130 件の応募の内訳でございますけれども、この応募結果では、「新治」と単純に意見を出していただいた方が一番多いのでございますけれども、協議会の方でこれらについて検討したところ、そもそも学園という名前のつけ方については、なかなか一般の地域の住民の方は、そこまで学園という言葉の必要性という部分について、認識が余りできてないのではないかと。一つ例でも出せば、多分「学園」ということで多数の方が指名してきたのではないかなということを経験した中で意見交換がありまして、協議会のメンバーの中でも、最初の段階では「学園」とつける意見をお持ちの方が少なかったんですが、議論していく中でやはり「学園」はつけるべきだという意見が大勢を占めまして、最終的にこのような形になったというのが出ております。

委 員 長 いかがでしょうか。小中一貫校で「学園」というのも選んだんでしょけれども、新治小があっても、新治学園とは違うから、わかりやすく。

学 務 課 補足でございますが、27 ページの方になりますけれども、今後のスケジュールといたしまして、本日定例会において決定をいただきました上で、議会の方にも話をしていく形になります。6 月の議会の定例会の中で市立学校の設置及び管理に関する条例を改正していくような形になりますので、こちらの改正の議案の議決を受けて、初めて正式な名前になるというようなことになります。よろしく願いいたします。

委 員 長 これはあくまでも案ということでいいんですね。  
それでは裁決します。まず、第一案の新治学園義務教育学校に賛成の方、挙手をお願いします。全員賛成ということで、第二案は否決ということで、協議会の案どおり、新治学園義務教育学校という案で決定したいと思います。ありがとうございました。

指 導 課 続きまして、議案第 42 号 土浦市立学校職員の教員評価に係る評価結果に対する苦情の申出及び対応に関する規定(訓令)の制定について、指導課お願いいたします。  
資料は本編 31 ページから 43 ページになります。  
土浦市立学校の職員の教員評価に係る評価結果に対する苦情の申出と、それからそれに対する対応の仕方について、規定を制定するものでございます。  
地方公務員法の改正がありまして、平成 27 年度より新しい教員評価が実質導入になっております。それに伴って、苦情処理の仕組みについて新たな規定を設けましたので、ご報告させていただきます。  
これまで、県費負担教職員の人事評価につきましては、新しい教員評価として執行段階でありましたけれども、県では今後教員評価結果を給与査定に反映させるというふうなこととしているため、評価機関に対する被評価者からの苦情の申し出から

その対応について、その仕組みづくりについて、新たに規定を設けたものです。具体的な手順は34ページに図示させていただきました。被評価者からの評価結果についての苦情の申し出は、まず学校長に対して口頭にて行われます。苦情を受けた学校長は面接を行い、評価結果について説明をいたします。その際、評価結果を変更する必要がある場合は、適正に変更いたします。面接によっても、なお解決しない場合は、文書にて教育長へ提出されることとなります。教育長は苦情対応審査委員会へその審査を指示して調査を行います。調査結果は苦情審査結果通知書として教育長を通じて苦情の申し出者と学校長へ伝えられ、それで苦情の対応は終結するということとなります。

具体的なものは35ページから、それから内容、制定説明書も続いてありますので、ごらんいただければというふうに思います。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員 長 ありがとうございます。議案第42号 土浦市立学校職員の教員評価に係る評価結果に対する苦情の申出及び対応に関する規定（訓令）の制定についてということで、これはいつからなんですか。

指 導 課 28年4月1日からです。

委員 長 いかがでしょうか。34ページの図がわかりやすいかと思うんですけども、このような形で苦情の訴えの申し出をするという形ですね。苦情対応審査委員会というのも4月からできるわけですね。

指 導 課 委員は教育部長を中心としましてそこにあるような方々になっていただくということで、実際に立ち上がってはおりませんが、メンバーは決まっておりますので、すぐに立ち上がるのかと思います。

橋本委員 苦情申し出の流れは大体わかるんですけども、実情としてこういう新しい勤評ができて苦情の申し出が本市ではあったのかどうかというのと、もし、これが調査委員会で調査して、教育長、学校長を通して、本人に報告書を出す。納得しなかった場合は、その後どうなるんですかね。どういう対応をその後はしていくのか、その点どうなるのかお聞きしたい。

指 導 課 まず1点目、今年度苦情があったかということなんですが、これまでは苦情はございませんでした。ということは、適正な評価が行われたというふうに自分は思っております。それで納得しなかった場合はということですが、調査委員の審査委員会の方で学校の勤務の状況であるとか、その成果であるとかを十分に精査して、本人に伝えるということなので、最終的にこういう状況だからということで納得していただくような客観的なデータというふうになり得るのかなというふうに自分は判断しております。

教 育 長 二つあるんですけども、今の件で、行政がやったことに対して不服審査権がありますよね。裁判の方に持っていくことは可能です。

教育部長 これは、処分ではないので、行政が行った処分であれば不服審査法の対象になるんですけども、給料を下げるということが処分なのかというと、これは難しいかなと。公平委員会のようなところに申し立てはできると思いますが、行政審査法でいう不服申し立てとはちょっと違ってくるのかな。教員の方の公平委員会は県にあり

ますよね。その場合、包めてつくっているんで、多分それでも不満がある場合には、市の公平委員会の方になるのかと、私もそこら辺のところはよくわからないんですが、多分市の公平委員会への申し立てになるのかなというように思います。

栗栖参事

形としては、普通の教員の場合で考えると、学校長が評価を下すわけですけども、その評価について不服があるというときには、こちらの委員会の方に来て、委員会の方で検討して、やはり適正な評価ではないなという場合には、また学校に戻して、校長と本人の方でよくそこを話し合っ、校長の方がこういう点でこうだからこういう評価なんだよというのを納得いくまで説明してもらおうと。そこでお互いに納得いけばそこで終わりになるんですけども、問題になるのはそれでもお互いに納得いかないというときになったときには、また次の段階という形になるのかなと。

基本的には、校長がきちっと適正な評価、資料をもとにして本人に納得いくように説明をするということを一義的にまず実施する。それでだめならば、一回委員会に申し出て、こちらでも判断して、もう一回、本人、学校長に戻して、そこでもう一回話し合ってもらおうと。何とかそこでお互い折り合いをつけてもらうというところまでです。

橋本委員

それはよくわかるんです。ただ、客観的なデータと話し合いで大体はそうなるだろうと思うんです。話し合っ、納得して。そういう評価とか、給料とか、いろいろなもので問題なのは、やっぱり自己評価している人と、本人との食い違いが出てくると思うんです。そのときにどう対応していくのかなということを知りたい。

教育部長

市の職員の例で申し上げます。市の職員の例で申し上げますと、今、栗栖参事が説明したように、最終評価者は課長職以下は部長です。部長が最終評価者になりますので、そこが校長先生になると思うんですが、ただ、説明は課長です。課長が各課の説明をします。ですから、私どもの場合は課長と話をして評価を最終的に決めます。原則は課長の評価を尊重して評価していきます。ですから食い違いがないんです。

食い違いがある場合には、職員は公表をしてもらい権利があります。本人に公表して、不満の場合は、やはり市の場合は公平委員会になります。

ただ、先ほどの説明で、わからなかったのは、教員の扱いが、県の職員だとすれば県の人事委員会になりますよね。でも、市の訓令でこれをつくっているんで、ひょっとすると公平委員会なのかなとは思いますが、いずれにせよ、それはどちらかへの申し立てになって、これは市じゃないよということになれば、県の人事委員会の方へ申し立てをする形になるかと思えます。

今のところ、うちではそういう職員はありません。もう多分土浦市では10年以上やっていると思いますが、今のところ、課長への開示というのを求める人数も毎年1人、2人だと思います。その後、申し立てをするようなのは、今のところはありません。そういう状況です。

教育長

教員の方は、平成20年に施行が始まって、21年からだから7年。それぐらいたっていて、市の行政職の人と違うところは、授業をまず年度初めに目標を立てるんです。今年はこちらまでやろうとか、具体的に数値目標を出せなので、例えば数学の先

生だったら、数学的な力をつけて目標を何点にするとか、人によっては全国平均を上回るとか、そういうことを書く人もいます。

そのときの問題は、高い目標を立てると、結果が出ないときには評価が下がって給料が減るということになる。ある程度目標を低くしておけばクリアできますから、評価がよくなって給料が上がるということで、目標設定の段階が、非常に教員の場合は難しい。それで目標設定をしたときに面談をやるわけです。

それと、授業を校長とか教頭が1時間後ろで見えていますから、それで授業を見て気がついたことは、授業をやった先生に指導するというので、そういうやりとりがあるんです。

だからいきなり来るのではなくて、途中で中間報告がありますので、事例は今までないと思います。ただ、これが来年度から給料に反映するという事なので、県の説明では、せいぜい1万円程度の差額だと聞いております。不服あるときは、人事委員会なのか、どっちなのでしょう。これが難しいですね。

教育部長 県の県令よりは市の訓令で決めていますので、市の方に訴えられてもわからないですものね。

職員の身分は県職ですけれども、市に来ているときには土浦市の職員に準じる形で来ていると思います。

教育長 わかりました。あと、さっきもう一点あると言ったのも、被評価者というのは、教諭、養護教諭、栄養教諭になっていきますけれども、等というのは、これには当然教頭も校長も副校長も入るんですよ。

栗栖参事 はい。

教育長 そしたら、管理職も対象なんですよ。

栗栖参事 はい。

委員長 被評価者には校長も入るわけですね。

教育長 なるほど。校長、副校長、教頭も入っています。

委員長 そうすると管理者の2次評価者は教育長というふうになるわけですか。

栗栖参事 はい。

委員長 この教育長ってというのは素通りする感じですけども、教育長の場合、何もなくて通っていくような感じですか。

栗栖参事 そうですね、教育長自身も評価者になるときがあるので。

委員長 ここは素通りでいいんですか。教育長とあるけど、何も無いような感じなので。

教育長 教育長って教育委員会のこと。

教育部長 新教育長制度のもとで。

教育長 新教育長ですね。

委員長 教育長は苦情対応には入らないんでしょ。苦情対応委員会には。

栗栖参事 はい。

委員長 教育長は意見を言う場所がないですよ。

教育長 そうですね。

指導課 この図示は、今校長、教頭等も評価者にもなるし、逆に被評価者にもなるんですが、それもこの図の中にはあらかずと複雑になってしまいますので、代表的に教諭、栄



養教諭等ということで、そのシステムをわかりやすく、その部分を省いてここは図示させていただきました。

委員 長 でも、申し出は教育長に提出するわけでしょ。教育長はそれを差し返す権限はないんですよ。対応委員会にいくのなら「教育長」の部分はいらんのでは。

指導 課 それは教育長が苦情対応の審査委員会の方に指示を出して、そこで。

委員 長 教育長が指示を出す前に、二次評価の校長に意見を求める必要はないんですか。そういうのはない。なければ、この図では教育長の存在はなくてもいいということになってしまう。

栗栖 参事 教育委員会の方の代表という形で、直接苦情対応委員会に出すのではなくて、形として教育委員会の代表である教育長あてに申出書を出していただいて、その中の内部機関である審査委員会の方に下ろすというような形で考えております。

委員 長 教育長がこれを諮問するわけでしょ。審査委員会に。教育長のところで片付く場合もあり得るということはないんですか。苦情が来たら、みんな対応審査に、やらなくてはいけないという意味ですよ、これだと。教育長がそこで話し合いをして苦情を解決するという権限がやっぱり必要じゃないですか。そういうのはないんですか。

教育 長 実際には、あり得る。

栗栖 参事 実際には、一義的には、まずは本人から校長に話があって、そういう話があったときに校長と本人で、まずは一義的に話し合う形になると思います。そこで本人が納得できないと、教育委員会の方に上がって来るかと思うんですが、多分その場面で教育長の方から、例えば校長の方にこういうことで来ているけれども、どうなんだというようなことの話は通常あるのかなと考えています。

委員 長 そこで解決する場合もあるということですね。

栗栖 参事 あるかと思えます。

委員 長 この絵にはないけれども。わかりました。この議案第 42 号について、よろしいですか。

木下 委員 不服の申し立ては年度の 3 月末日までということになっておりますけれども、評価者で校長が 3 月で退職した場合というのは、その後この問題が終結するまでは引き続き退職後も評価した校長がかかわるのか、事務的に引き継いで次の校長がやるのか、その辺のところはどうなるんでしょうか。

栗栖 参事 形としては、退職された校長が直接考査に対応するということとはできないかと思えますので、その部分は次の校長が引き継いで対応するという形になると思います。よろしいですか。

委員 長 規定案の 9 条 2 項（2）の地方公務員法の規定に基づく勤務条件、これは具体的にはどういうイメージなんですかね。

栗栖 参事 この教育委員会の訓令以外の地方公務員の法令の中に、公平委員会といった組織があって、そっちへの申し出があったときというふうに。

説田 委員 わかりました。

委員 長 よろしいですか。それでは議案第 42 号は原案どおりで可決でよろしいですか。いいですか。はい、ありがとうございます。議案第 42 号、可決といたします。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項 1 番目、平成 28 年第 1 回土浦市議会定例会一般質問について、これは別冊の資料の 2 ですか。まず、井上圭一議員の質問に関しては、総務課からお願いいたします。

教育総務課

それでは、別添の資料 2 の 1 ページをお願いします。

井上圭一議員からの質問の要旨でございますが、土浦市の人口をふやす具体的な施策についてということで、本市の人口減少の克服に向けた具体的な取り組みとして、若い世代の本市への移住を促進するため、本市在住で公立高等学校に通学する生徒の保護者に対して学習費の支援を行うことを提案したい。それに当たって、まず市内在住の高校生の授業料以外の学習費の無料化した場合の額を試算していただきたいというような質問でございました。

2 ページの方をお願いします。答弁の内容の要旨です。

現在、授業料につきましては、国の就学支援制度により県内の約 88.6%の生徒が無料になっていますので、それ以外の保護者が実際に負担している費用について、まず試算します。保護者の実際の負担額については調査することは難しいので、文部科学省の平成 26 年度「子供の学習費調査」における調査結果をもとに算出しますと。

その結果、県立の高等学校に在学する 1 年生から 3 年生までの生徒数が現在約 2,400 人で、1 人当たりの経費については年額で 24 万 2,000 円ということから、学習費の無料化に必要な費用は 1 年間で約 5 億 8,000 万というような答弁をさせていただきました。

これを受けまして、多額の費用がかかるのがわかったと。だが、土浦市として、人口対策として具体的にはどういうことを市長が考えているのか伺いたいということで、再質問がございました。

それについては 3 ページでございます。中段でございます。

本市では、昨年 10 月に人口減少問題の克服と地域の持続的な発展を目指して、まち・ひと・しごと創生法に基づき、地方創生に向けた具体的な取り組みを位置づけた「土浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。現在、本戦略に基づき、さまざまな施策を推進することで、出生数の増、定住促進を図り、人口減少に歯どめをかけることを目指しております。

しかしながら、長期財政見通しを説明させていただきましたとおり、現在進めている大型事業が完成いたしますと、財政的にかなり厳しくなることが見込まれていることから、限られた財源の中で真に効果的な施策を厳選し、かつ集中的に推進することで、まずは可能な限り人口減少を抑制し、中長期的には人口構造の若返りの転換を図る取り組みを進めてまいりたいと考えています、というような答弁をしたところです。以上でございます。

委員長

ただいまの井上圭一議員の質問についてですけれども、学習費の補助を行うといくらかかるかということだったんですけれども、ご意見、ご質問等あればお願いいたします。

教育長

県立高校 2,400 人で 5 億 8,000 万ということで、再質問では、小学校からだといくら

というのが来ると思ったら、いきなり市長の方へ行ってしまったんですけども、小学校から試算すると39億でしたか。

教育総務課  
教 育 長

幼稚園から給食費も含めて39億です。

土浦市内の1万2,000人プラス高校だから3,600、しかし全員が行っているわけではないから、ということです。あくまでも5億8,000万は県立高校に行っている2,400人ということでした。この試算も国の平均値を取っているんですよ。

委 員 長

井上議員は高校と言っていましたね。なんで高校なんだろうと思ったんだけど、高校は修学旅行とかあるからですかね。人口をふやす場合、高校よりもっと小さいうちに補助した方が、給食費とか、そういう方がわかりやすいかなと思いますけど、これでいいですか。ありがとうございます。給食費の無料化とか全然提案はないんですかね。

教 育 長

土浦市は給食費の食材費で5億ほどかかりますが、前に一度、かすみがうら市では無料化をやったけれども、実際にはそれだけの支出をすると行政的に無理があるということで、給食費無料というのは今の状況では難しいということ、かすみがうらは完全に引込めちゃいましたよね。

委 員 長

かすみがうら市は、やったんですか。やろうとしたけれどもできなかった。結構かかりますからね。

教 育 長

かすみがうら市は2億ぐらい。

委 員 長

将来の課題ですね。それではそれに関連していますけれども、海老原議員の学校給食センター再整備事業について、学務課お願いいたします。

学 務 課

資料の方、4ページでございます。

学校給食センター再整備事業について、海老原議員からの質問の要旨といたしまして、大きく2点ほどございました。1点目が、新年度予算で測量調査委託料が計上されているが、用地が決まっていない中でなぜ予算化したのかというような質問でございます。それからもう1点については、老朽化が著しい現在の給食センターは新しいセンターができるまで大丈夫なのか。両センターとも稼働できない状態になったら、どう対応するのかというような質問でございました。

再質問については実施いたしませんでしたので、その辺差異があります。

まず、1点目の質問に対して5ページの方なんですけど、5ページの下から9行目のところになります。

議員ご質問の建設用地につきましては、「土浦市公共施設跡地利活用方針策定委員会」より、新治疗舎と栄塚小学校の跡地利用方法の中で利活用の一つとして参考意見をいただいておりますので、新年度早々に建設用地を決定し、速やかに敷地の地質調査や土地測量を実施するとともに、施設の設計に着手してまいりたいという答弁をしております。

また、もう1点のご質問につきましては、6ページの方、中段になります。

また、議員からのご指摘をいただきました新しい学校給食センターができるまでの間につきましては、現2カ所の学校給食センターの施設設備の不具合を早期に発見し、修繕・更新などの老朽化に適切に対応するほか、万が一、給食センターが稼働できない事態にも備え、茨城県学校給食会からおかずの一部を提供いただけるよう

な準備をするなど、安心安全でおいしい給食が継続して提供できるよう、努めてまいりたい、こういう答弁をさせていただいたところです。

委員長 ありがとうございます。海老原議員よりの給食センターの再整備事業についてのご質問ということで、いかがでしょうか。ただいまの答弁内容について、ご質問ございますか。よろしいですかね。大体新治に決まっているんですかね。まだ決定ではないんでしょうけれども。特によろしいですか。ありがとうございました。

次に移りたいと思います。竹内議員よりのご質問は、駅北地区再開発の公共施設「ギャラリー、美術品展示室」についてということですのでけれども、文化課お願いします。資料7ページをお願いいたします。

文化課

北地区再開発の公共施設「ギャラリー、美術品展示室」についての質問でございます。質問音内容でございますが、要旨に書いてありますとおり、過去2回の質問をいただきまして、その答弁に対してはいつも検討するという内容でございました。今工事が進められておまして、ギャラリーの今後の条例、管理運営の方針はいつごろ決定するのかという具体的な内容を示してほしいという質問でございました。答弁でございます。8ページをお願いいたします。

真ん中中段の3段落目で「ご案内のとおり」の3行下のところで、ギャラリーは市民の作品を展示する施設であることはもちろん、土浦駅直結という立地を生かして常磐線沿線の幅広い作家、筑波大それから東京芸術大学などで美術を学ぶ学生の期待にこたえることができるものと思います。また、クラシック音楽などのコンサートや創作教室、落語など、多様なイベントも考えられます。

このような事業を展開していくためには、市民団体の協働はもちろんのこと、新図書館、県南生涯

学習センター、博物館などの周辺施設との連携、あるいは市の観光イベントとタイアップなどが必要となることから、まず、管理運営につきましては、市が直接行うことを基本としているということで答弁をしております。

また、条例の制定につきましては、正式な名称、開館時間、利用料金などの基準も規定することから、市民への周知期間を考慮して、28年9月議会または12月議会への提出を考えておりますと答弁してございます。以上の内容で答弁をさせていただきました。

委員長 ありがとうございます。竹内議員よりはギャラリーですね、新図書館の質問ですけども、答弁内容について、ご意見ありますか。これはよろしいですか。これに関しては。ありがとうございました。

それでは、答弁内容については次に移りたいと思います。

4番目、鈴木議員の質問。新治地区には県指定の無形民俗文化財が三つあるが、それぞれの市長の感想を伺いたいということで、文化課お願いします。

文化課

新治地区には県指定の無形民俗文化財が三つあるが、それぞれの市長の感想を伺いたいという鈴木一彦議員からの質問でございます。要旨は、三つの県指定無形民俗文化財について、市長の感想を伺いたいということの質問でございます。

それでは、10ページをお願いいたします。

10ページで、まず、県指定無形民俗文化財は新治地区の三つの文化財が該当します

ということで、「からかさ万灯」「日枝神社の流鏑馬祭」「田宮ばやし」の3件ということで、市の貴重な財産であるということで冒頭申し上げて、その後、それぞれからかさ万灯、日枝神社流鏑馬祭、田宮ばやしの歴史をそれぞれひも解いてそれぞれ回答しております。

最後の段落のところ、「いずれも」のところでございますが、いずれも新治地区に古くから伝わる伝統的な民俗行事であり、地域の風俗・風習を知る上で大変貴重であると認識しておりますというようなことで、このような地域の文化遺産は市民共通の宝であり、今後とも保護・保存を図っていくということで、土浦市の魅力ある文化財として広く内外に発信してまいりたいと考えておりますということの感想を述べるようにしております。

委員長 ありがとうございます。鈴木議員の新治地区の無形民俗文化財についてのご質問、ご意見ございますか。

教育長 これ、市長が答えたんだよね。

文化課 はい、市長が答えました。資料15ページ、教育委員会、教育委員会に振られたという意味の。

文化課 はい。

委員長 これはいいですか。ありがとうございました。

続きまして、塚原議員、茨城国体に向けての準備状況についてという質問ですね。スポーツ振興課、お願いします。

スポーツ振興課 11ページをお願いいたします。

塚原議員からの茨城国体に向けての準備状況についてということで、質問の要旨といたしましては、一つ目に、各競技が開催される現在の施設の整備状況はどうなっているのかというのが1点目、もう1点が平成31年に国体が開催されるわけですが、そのときの市内の宿泊施設の充足状況はどうなのか、見込みは現時点でどうなのかというような内容のご質問でございます。

12ページをお願いいたします。

下から11行目、「さて」という以下でございますが、各競技の会場となります施設の整備状況につきましては、成人の軟式野球と高校軟式野球の会場となります川口運動公園野球場、これは現在再整備を行っておりまして、新年度から本格的な工事に入りまして、平成29年7月の供用開始に向けて工事を進めてまいります。

2点目、相撲会場なんです、霞ヶ浦文化体育会館ですが、相撲競技の性質上、仮設の設備を設置して競技を実施することになります。こういったわけで、茨城県や競技団体と現在協議を進めておりますということです。

3点目、下から2行目になりますが、水球の会場となる土浦第二高等学校のプール、これは大規模な改修工事が必要となりますけれども、茨城県が中心となって改修工事を進めていきますというところでございます。

13ページになりますが、3行目ですが、宿泊対策につきましては、選手、競技役員合わせてマックスで800人前後の選手が土浦にいらっしゃるだろうと。その場合、宿泊可能人数は、市内では1,800人前後が可能だということで、市内の宿泊施設で十分対応可能であろうというふうに考えているということでございます。

ただし、中段以降にあります。近隣自治体の開催競技の選手、役員等が土浦市内に宿泊する可能性もあると。もう一つは、土浦全国花火競技大会の開催日と市内の競技日が重なることも予想されると。そういうこともございますので、日程について、茨城県、各競技団体関連市と調整を現在は進めているということでございます。いずれにしても、今後は国体に向けた機運の醸成、それから準備に万全を期してまいりたいというふうにお答えをいたしました。

委員長 ありがとうございます。塚原議員は茨城国体に向けての準備状況についてという質問でしたけれども、ただいまの答弁内容についてはいかがでしょうか。ご質問等ございますか。準備順調にということで、宿泊も大丈夫だということでしたけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、次に移りたいと思います。次は荒井議員の学校事故についてのご質問です。指導課をお願いします。

指導課 荒井議員です。質問の要旨は、学校で起こる事故の状況について、まず1点目、年間どのぐらいの学校事故が起こっていてどのように対応しているのか。2点目、体育祭・運動会での組体操ではどのぐらいの事故が起こっていて、今後どのように教育委員会として指導していくのか、そういった質問でございます。

15 ページをお願いいたします。

まず、本文3行目です。26年度の状況ですが、けが等で病院を受診し、日本スポーツ振興センター災害共済給付、病院にかかった件数ですが、延べ1,283件です。実数では、次の行です、646件でした。そのうち救急車などで搬送するというような事故報告があったケースは小学校7件、中学校21件、合計28件ということでございます。

27年度につきましては、12月末時点で同じく日本スポーツ振興センター災害給付の方は延べ774件、実数は438件ということで、26年の同時期と比較すると18件少なくなっているということでございます。事故報告は小学校5件、中学校3件の8件ということでございます。

そういった状況の中で、教育委員会としては、事故原因を明らかにして再発防止を指示するとともに、事故を未然に防止するために安全点検を実施したり、学校に対して児童生徒への注意喚起を行ったりするよう適宜指導しているというような答弁をさせていただきます。

16 ページです。

2点目の組体操についてでございますが、そのうち巨大化、高層化の危険性が指摘されているピラミッド、タワーについて、お答えいたしました。

まず、本市の実施の状況ですが、26年度は小学校では19校中13校、中学校では8校中4校、27年度は小学校では19校中11校、中学校では8校中5校実施いたしました。ピラミッドではいずれも3段から6段の高さ、タワーにおいては2段から3段の高さで行っておりました。

けがの状況ですが、26年度は小学校で1件、27年度も小学校で1件、けがの内容が1件が腰の痛み、もう1件が足の捻挫ということで、中学校ではけがをした生徒の報告はございませんでした。

指導のことですが、運動会の人気種目でもあるので実施しているということで、ピラミッドやタワーは高さがますますにけがをする危険性が高くなるということも知られております。

16 ページ、一番下の行ですが、今年に入り、ピラミッドやタワーについて、教育委員会として高層化の規制や中止の対応をとる自治体がふえているというような報道がありました。実際には大阪市教育委員会、千葉県柏市、流山市等で行っていました。

同じく2月に、国では馳文部科学大臣が「重大な関心をもって組体操について文部科学省としても取り組まなくてはいけない」というふうに表明していることから、本市教育委員会としても国や県の動向を踏まえながら、運動会での組体操の実施について、教育の原点に立ち返って児童生徒の安全を最優先するよう考えて指導をしていくというような答弁をしております。

委員長 ありがとうございます。荒井議員の学校事故についての質問に対する答弁ですけれども、組体操で骨折とか多いのということですよ。中止になったりするところが多いんですけども、何かご意見ありますか。ご質問あればお願いします。児童生徒の安全を最優先するよう考えておりますということは、中止の方向でということですか。

指導課 そういうことではなく、タワーとかピラミッドが高さを競うとか巨大化を競うような方向になる場合には、それは安全を考えなくてはいけないという指導はすると思いますが、今のところ、学校の方でうまく調整できているのかなというふうに思います。

委員長 結局、現状の高さまでにしろということですか。骨折事故とか起きてないんですね。昔はやらなかったですよ。こういうのは。昔は騎馬戦とか棒倒しですね。これはよろしいですか。その方向で指導していくということですね。ありがとうございます。

報告事項の1番目は承認といたしまして、2番目です。土浦市立小学校入学祝品及び特別支援学校入学祝金支給要項の制定について、学務課をお願いします。

学務課 資料の方、44 ページから 48 ページになります。

土浦市立小学校入学祝品及び特別支援学校入学祝金支給要項の制定についてでございます。こちらにつきましては、入学祝い品、ランドセルでございますが、ランドセルの無償配布については、保護者の経済的な負担を軽減するため昭和 51 年度から小学校に入学する児童に対して支給しております。また、特別支援学校に入学する児童の保護者に対しては、ランドセルにかえまして、祝い金を支給しております。しかしながら、これまで支給基準に関する根拠となるものがなかったために、今回、根拠となる要項を新たに定めたというものでございます。

要項の内容でございますが、まず、第1条では、公立小学校または特別支援学校への入学に際し、入学祝い品、入学祝い金の適正な支給を図るため、この要綱を定めたという趣旨を説明してございます。

第2条につきましては、支給対象者を定めた内容になってございます。

第3条については、祝い品でございますがランドセルは児童1人につき1個、入学祝

金が児童1人につき5,000円を支給し、入学祝い金支給対象者がランドセルを希望する場合はランドセルを支給するというような内容の説明になってございます。それから45ページの方になりますが、第4条の内容は、支給方法についてございまして、ランドセルは小学校の入学式の際に支給し、祝い金については特別支援学校への入学の意思が確認された後に支給するものとしているという内容でございます。

委員長 ありがとうございます。土浦市立小学校の入学祝品及び特別支援学校入学祝金の支給要項の制定についてということなんですけれども、既にランドセル等を贈っているわけなんですけれども、どうでしょうか。ご意見、ご質問あれば。

説田委員 内容については異論ございませんが、この要綱と同じような内容で、中学校とかあるいは小中の卒業の祝品みたいなものの要項ってあるんでしょうか。規定とか慣習とか。

学務課 小学校の卒業式のときに入学の祝い品ということでありました。英語の辞書を贈っているかと思うんですが、それについては、市の予算の方で報償費という形で予算の方の執行をしているものですから、こうした要項等については定めてないという状況でございます。

委員長 わかりました。いいですか。ほかにありますか。

木下委員 特別支援学校に入学する児童においては前年度の、3月1日において本市に住所を有しているということなんですけれども、小学校1年生に入学する児童については、特に住所を有する期間は定めない。入学するのであれば、前日に引っ越してきても対象となるというようなことでよろしいんですか。

学務課 支給対象につきましては、第2条の方になりますけれども、まず、入学祝い品の対象者としては、新たに1年生として市立小学校に入学する児童ということになります。祝い金の対象者については、小学部の1年生として特別支援学校に入学する見込みということで、3月1日に住所を有している児童ということで違いがあるんですけれども。

木下委員 入学式に出席していれば。

学務課 はい。

委員長 ということですね。これはよろしいですか。特に質問がなければ、ただいまの小学校入学祝品、特別支援学校入学祝い金支給要項については承認としてよろしいですか。ありがとうございます。以上で承認といたします。

続きまして、3番目、土浦市立学校給食センター運営協議会の開催結果について、学務課お願いします。

学務課 50ページでございます。

給食センター運営審議会の開催結果ということで報告させていただきます。

先週の金曜日、今年度の学校給食センター運営審議会を教育委員会の方で開催いたしました。3番、出席者のところなんですけど、12名予定だったんですが、11名でございますので、訂正の方お願いいたします。

議事の内容につきましては、米粉パンの導入につきまして協議をさせていただきました。学校給食センターへの米粉パンの提供について、前年度にも協議をしている



ところなんです、試験的な提供を実施して、児童生徒へのアンケート結果などを踏まえて決めていきたいと思いますというようなことを前年度に協議をさせていただいたことを踏まえて、今年度、実際試験的な提供をさせていただきました。

その結果、アンケート結果でも大変子どもたちの方から好評を得まして、来年度以降本格導入ということで、栄養バランスなどを総合的に勘案した上で少なくとも年4回以上導入をしていこうということで事務局の方から提案した内容につきまして、審議会として承認をいただいたところでございます。

そのほか、現在進めております学校給食センター再整備事業、今後のスケジュールなどについても審議会の方にお知らせをさせていただいたという内容でございます。よろしく願いいたします。

委員長

ありがとうございます。土浦市立学校給食センター運営協議会の開催結果ということでご報告がありましたけれども、いかがでしょうか。ご質問等ございますか。米粉パンをもう少しやりましょうということですよ。

橋本委員

米粉パン大変おいしかったんですけども、年4回というのは好評の割には少ないと思うんですけども、この辺はどうなんですか。

学務課

米粉パンの導入についての趣旨ということでは、コメの消費拡大とか、そういった趣旨で導入したらどうかという提案を受けまして検討を進めてきた経緯があるんですが、米粉パンについては普通のコッペパンより一つ当たり14円ほど高いということがありまして、現状で給食費の食材については保護者負担ということになっているものですから、1万2,000人分を掛けますと、わずか14円でもかなりの金額になるということで、給食費が今より増額してはなかなか難しい問題もあるだろうということで、現在の食材費の中でやりくりできる程度ということで、栄養士の方でいろいろ検討したんですけども、最低でも4回ということで、できれば毎月1回ぐらいはという話もあったんですけども、そこは明確にせず、今後さまざまな給食の内容については献立委員会というところでさらに厳密に検討するものですから、そこら辺を踏まえて、実際には何回になるかはまだはっきりはまだあれなんですけれども、最低でも4回ということで審議会としての結論です。

委員長

値段の問題だということですね。よろしいですか。ほかにありませんね。それでは、給食センターの運営協議会の開催結果について、承認といたします。

続きまして、4番目は土浦市学区審議会の答申について、これも学務課でお願いします。

学務課

資料の方、51ページ、52ページでございます。

市立幼稚園の減少に伴う適正配置ということで、これまでも教育委員会、また総合教育会議の方で議論をさせていただいておりますけれども、このたび2月26日に開催しました学区審議会の方に教育委員会の方から諮問をいたしましたので、その学区審議会での答申結果について報告するものでございます。52ページの方が答申書ということになります。小原委員長あてに学区審議会の田上会長の方から答申ということでいただいたものでございます。

結論といたしましては、きょう別添で資料としてつけさせていただいています資料3の「土浦市立幼稚園の再編計画(案)」、こちらについて、中身の方はこれまで総

合教育会議の方などで示させていただいたものをひとつづりにした内容でございます。中身は変わってございません。この内容を踏まえて答申をいただいたわけでございます。結果としては、平成 30 年 4 月には、土浦幼稚園と新治幼稚園の 2 園の配置にするということが望ましいのではないかという審議会としての答申をいただいたというものでございます。

委員長 ありがとうございます。土浦市学区審議会の答申ということで、市立幼稚園の統合、再編ですか、それについての答申がありましたけれども、いかがでしょうか。ご意見ございますか。総合教育会議でも出たということがありましたね。5 園を 2 園に再編するということは総合教育会議でも話し合いしましたけれども、答申が出たということでこれを承認するという事なんですか、よろしいですか。はい、ありがとうございます。それでは、学区審議会の答申については、答申どおり承認といたします。

続きまして、報告事項 5 番目、土浦市教育研究会補助金交付要項及び土浦市生徒指導推進協議会補助金交付要項の一部改正について、指導課ですか、よろしくお願ひします。

指導課 資料は本編 53 ページから 55 ページになります。

このたび、今 3 月議会で成立いたしました平成 28 年度土浦市一般会計予算におきまして、土浦市教育研究会補助金並びに土浦市生徒指導推進協議会補助金の補助額が変更になったことから、土浦市教育研究会補助金並びに土浦市生徒指導推進協議会補助金要項の補助額について、それぞれこれまでの定額 300 万円、定額 74 万円から、毎年度予算で定める額というふうに改正をすることといたします。

具体的な改定の内容は 54 ページからの案文と 55 ページ新旧対照表に載せてございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長 土浦市教育研究会補助金交付要項及び土浦市生徒指導推進協議会補助金交付要項の一部改正ということで、定額の補助 300 万が毎年予算で決める。今年度から変わったんですか。

指導課 28 年度から。

委員長 28 年度予算から変わった。幾らになったんですか。

指導課 150 万円です。

委員長 半分ですか。74 万の方は。

指導課 12 万円です。

委員長 そんなに。そうですか。いかがでしょうか。

指導課 すみません、間違えました。74 万円は 18 万円でございます。

委員長 18 万。大丈夫なんですか。生徒指導の推進運営協議会は。

指導課 各校 2 万円ということで、各学区の方に配分させていただいて、全体会議等に使うところへの予算を充当するというような方向で、使い方を担当の方からこの後学校の方に依頼ということで進めていこうということで考えております。

委員長 いかがですか。ご意見あればお願ひします。いろいろ補助金見直しの中でこうなった。実際、どのくらいかかっているか、なかなかわからないんですけども、これは会議の補助金みたいなものなんですか。生徒指導に直接かかわるものではなくて。

指 導 課 これまでは各中学校区で9万円という額で、それが2万円という額に減ったわけなんです。これまでは会議もそうなんです。そのほかに、例えば有害環境を一掃しようということでのぼり旗をつくったりとか、そういった物にお金を使うことができておりましたけれども、それがある程度充実してきたということとその予算のこともありまして、その部分は各学校、先生方の、また、地域の団体の方に努力ということをお願いして、予算的なことは減らしていくというような方向で。

委 員 長 予算は毎年度決めるからふえる場合もあるということですね。

教 育 長 この額というのは、隣接の市町村は幾らか調べたの。

委 員 長 普通は出ないんですかね。

指 導 課 この協議会そのものがきつと近隣にはないのかなというふうに思います。土浦市のかなり独自の、かなり特徴的な協議会だと思います。

委 員 長 わかりました。いろいろ問題もあるでしょうから。よろしいですか。では、補助金の一部改正については承認といたします。

スポーツ振興課 続きまして、5番その他。第26回かすみがうらマラソン兼国際盲人マラソンエントリー者数速報について、スポーツ振興課お願いします。

資料56ページ以降になります。57ページをお願いいたします。

今年平成28年度4月17日に開催いたします第26回かすみがうらマラソン兼国際盲人マラソンのエントリー者数が確定いたしましたので、ご報告を申し上げたいと思います。

フルマラソン、10マイル、5キロの部を合わせて、一般の部が合計2万2,710人、車いすが8人。それから盲人の部が全種目合わせまして122人、ウォーキング部が370人、全体の総エントリー者数が一番上にありますが、2万3,210人ということになります。

58ページでございます。

今年の招待選手の一覧です。例年のおり、往年のオリンピック代表選手、それから強豪大学の選手や盲人、車いすの招待の選手などの一覧表でございます。

59ページをお願いいたします。

かすみがうらマラソン茨城弁応援川柳の入賞作品でございます。この応援川柳は今年5回目となりまして、今まではかすみがうら市がまちおこしの事業として、マラソン開催にあわせて毎年行っていた事業でございます。昨年までマラソンの開催時にかすみがうら市のマラソンのコース内だけに応援川柳の作品の掲示を行っておりました。遠方からエントリーされるランナーの方から非常に好評でございましたので、今年からかすみがうらマラソンの公式事業ということで公募して実施をしたものです。

応募総数が805作品ございまして、その中から入選作品9点、ここに9点ございませけれども、最優秀含めまして9点を選んでおります。その9点を含んだ60作品を駅前のスタートから川口のゴールまでの42キロの沿道に掲げてランナーを応援すると。土浦市の地域も、かすみがうらの地域も、バランスよくそういうポスター等を掲げて、ランナーを応援する予定で開催をいたします。

委 員 長 ありがとうございます。第26回かすみがうらマラソン兼国際盲人マラソンエン

一者数ということで、その速報値ですけれども、ご意見、ご質問ありますか。今年  
は応募を減らしたというか、制限したんですよ。

スポーツ振興課

川口運動公園野球場の工事が今やっております、野球場とサブグラウンドがほと  
んど使えないという、3分の1ほど川口運動公園が使えないということなので、委  
員長おっしゃったように、昨年から応募人員を5,000人減らしまして、昨年は2万  
8,180人でしたので、約5,000人弱ということでエントリーを締め切っております。

委員 長

わかりました。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは次は、土浦市学校指導方針について、指導課お願いします。

指 導 課

平成28年度の土浦市学校教育指導方針について、ご説明をいたします。

資料は別添資料ということで、資料4として配付させていただきました。

この学校教育指導方針は今年度、27年度にリニューアルをいたしましたので、基本  
的には28年度も大きな変更点はございません。

開いていただきまして、1ページ、2ページ目には、市全体の目標からグランドデ  
ザインを描いて、2ページ目には全体がわかるような項目も示してございます。3  
ページ目以降には、1番の中の重点項目として確かな学力の育成から、2番から、  
一つ最後のページ、5番、自立と社会参加を目指す特別支援教育まで、具体的な項  
目内容を示してございます。それぞれの項目立ては県の学校教育指導方針のその学  
校教育推進の柱の項目とリンクさせてあります。

それぞれの項目について、市の施策・事業を展開しております。例えば、1番の確  
かな学力では、土浦市標準学力調査や学びの広場サポートプラン、理科支援員の配  
置、小中一貫教育の推進などの施策、事業をPDCAサイクルの中に組み込んで、  
児童生徒の確かな学力を育成し、学力向上を目指すというような計画を立ててござ  
います。

以下、2番の豊かな心をはぐくむ教育の推進、3番、健康教育の推進、4番社会の  
変化に対応した教育の推進、5番、自立、社会参加を目指す特別支援教育の推進ま  
で、それぞれの具体的な施策、事業を重点として展開してまいります。

なお、この本編に続きまして、各地の訪問計画、計画訪問などの訪問計画とか、さ  
らに具体的詳細な内容についても、この後新年度になってからこの内容に加えて作  
成して、本内容は4月13日に実施予定であります学校長対象の市の教育行政方針  
説明会の後半部分に指導方針説明会ということで、この内容について説明をしてい  
く予定でございます。

この内容は、今般策定いたしました土浦市の教育大綱、それから七次総における心  
の豊かさをはぐくむ教育の推進とも整合させてつくってございます。

委員 長

ありがとうございます。土浦市の学校教育指導方針ということで、資料の4ですけ  
れども、何かご質問、ご意見ありますか。よろしいですか。はい、ありがとうござ  
いました。

次は、辞令交付式・入学式についてですね。総務課ですか。

教育総務課

本編資料の60ページをお願いいたします。

こちらが3月31日と4月1日付の辞令交付式のスケジュールとなっております。  
表の一番右側、教育委員の出席ということで、二重丸で記載してある部分にご出席

をお願いしたいと思います。

まず、3月31日につきましては、14時から転退職者の教員、先生方の辞令交付式、新治地区公民館でございます。4月1日については、13時から教育委員会の課長級以上の辞令交付式、それと、移動していただくようになりますけれども、14時半から教職員の辞令交付ということで新治地区公民館、こちらに出席をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

委員 長  
指 導 課

指導課お願いします。

加えて、次のページ、61ページでございますが、今根本教育総務課長からの説明のところの部分で、教職員の分でございます。3月31日、4月1日の辞令交付についての説明でございます。

さらに、4月になってから、入学式の日取りだけですが、ここに載せさせていただきました。委員さん方には、4月7日小学校、4月8日中学校の方を出ていただくということで計画を今立てておりますので、でき次第ご案内いたしますので、よろしく願いいたします。

委員 長

辞令交付と入学式についての説明ですけれども、何かご質問ありますか。皆さんよろしく願いいたします。

その他で何かございますか。

次回の定例会でいいですか、お願いします。

—————次回定例会日程について協議—————

委員 長

他になければ、以上をもちまして、本日の定例会、次第はすべて終了いたしました。長時間にわたり、協議ありがとうございました。以上をもって閉会といたします。ありがとうございました。